

## ＜親子関係不存在確認調停を申し立てる方へ＞

### 1 概要

何らかの事情により実の父又は母ではない人の子として戸籍が作られている場合などに親子関係の不存在を確認するためには本手続によることとなります。

この調停において、当事者双方の間で、親子関係の不存在の合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。

**【母が「無戸籍」状態の子について（元）夫を父としない戸籍の記載を求める場合】**

**【子が法的な手続ができるようになった段階で母の（元）夫を父としない戸籍の記載を求める場合】**

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます（※）。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。この場合、元夫と子との親子関係を否定するには、原則として、嫡出否認の手続によることとなります。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、（元）夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、母が（元）夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白であり、（元）夫の子であるとの推定を受けないものと判断される場合には、（元）夫を相手として親子関係不存在確認調停の申立てをすることができます（このような場合、子の実の父を相手として認知調停を申し立てる方法もあり、どちらかの手続を先にしなければならないということはありません。）。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・**予納郵便切手額等一覧表**をご確認ください。

**裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。**

### 3 申立てに必要な書類

- 申立書1通及びその写しを相手方の人数分
  - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 送達場所の届出書1通

- 進行に関する照会回答書 1 通
  - 子の戸籍謄本（全部事項証明書）（出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）） 1 通
  - 子との間に親子関係がないと考えられる親の戸籍謄本（全部事項証明書）
  - （利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等）
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 同じ書類は1通で足りません。
- ※ もし、申立て前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立て後に追加提出することでも差し支えありません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

#### 4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

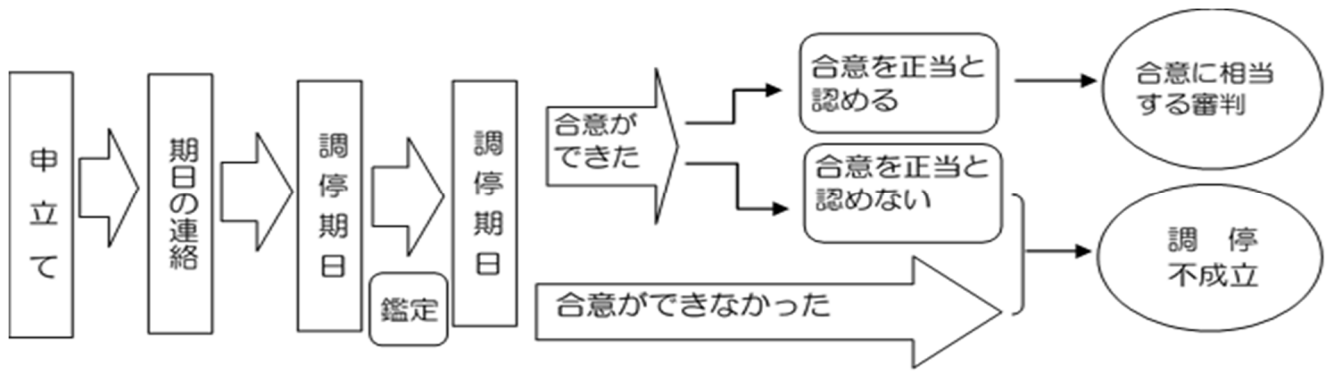
- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写し2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

#### 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写が許可されます。

#### 6 調停の進め方について

- ・ 調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・ 調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・ 調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。
- ・ 親子の関係がないことを明らかにするために、鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになります。



## 7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。